最上消費生活センターニュース7月号

平成２７年７月発行

電子マネーでの支払い！アダルトサイトの請求に注意！

◆事例◆

スマートフォンで、無料だと思ったアダルトサイトに入り「18歳以上」をタップしたところ、入会金として約10万円の請求画面が出た。慌てて「退会はこちら」をタップすると業者に電話がつながり、「退会には20万円が必要。コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、その番号を教えるように。」と言われた。

コンビニの店員に「詐欺では？」と制止されたが、それを振り切って購入し、業者にプリペイドカードの番号を教えた。しかし、その後も「データを消すために20万円支払え」などと、しつこく電話で請求がある。　（60歳代　男性）

◆アドバイス◆

○ 匿名性の高さから、コンビニ等で電子マネー（プリペイドカード等）を購入して、そのカード番号を伝えるよう要求されるなど、電子マネーを不正に取得しようとする業者とのトラブルが見られます。

○ カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると、取り戻すのは困難になります。業者に指示されても従わないようにしましょう。

○ 業者に連絡することで個人情報が知られ、さらに請求を受ける可能性もあります。安易に連絡しないようにしましょう。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください

「友達になってほしい・・・」~有料メール交換サイトのトラブル~

◆事例◆

インターネットの無料ゲームサイトに登録していた女性に「友達になってほしい」というメッセージが届いた。「自分は芸能人なので、いろいろ相談に乗ってほしい」という内容。相手に興味を持ち、返信すると、メール交換のたびに課金される別サイトに誘導された。有料だと分かっていたが、メールが届くとついつい返信してしまい、いつの間にか請求額が50万円にもなっていた。

◆ポイント　と　アドバイス◆

○ 有料メール交換サイトの多くが「１ポイント●円」等のポイント制で、メールを送る･読む、画像や掲示板を見る等、操作一つ一つに数百円分のポイントが必要になる仕組みです。

○ 「出会い系サイト」「懸賞サイト」「占いサイト」「ゲームサイト」等への登録がきっかけになることが多くあります。

○ メールの相手が実在するのか、メールの内容が本当なのか、確認することは難しく、サイトの業者からお金を取り戻すことは困難です。相手を安易に信用しないこと、事例のような知らない相手とのメール交換は、最初からやらないことが大切です。

抱っこひもを使用時の子どもの転落に注意！！

◆事例1◆

抱っこひもで子どもを抱っこしたまま洗濯物を取り込んでいた際、かがんだ拍子に抱っこひもの肩ベルトと脇のひもの間から転落して、額を打った。（6カ月　女児）

◆事例2◆

抱っこひもの留め具を付け替えようとしたときに、抱っこひもの横から子どもがすり抜けてフローリング床に落下し、前頭骨を骨折した。（1カ月　男児）

◆アドバイス◆

〇抱っこひもから乳幼児が転落する事故が発生しています。１２カ月未満の子どもに多く、特に４カ月以下では入院を必要とする重症事故が多く発生しています。
〇抱っこひもをしたまま前にかがむときは、子どもを必ず手で支えましょう。
〇使用する際は、ひもの緩みやバックル類の留め忘れがないかなどを必ず確認しましょう。取扱説明書をよく読み、正しい使い方をすることが大切です。
〇抱っこひもでおんぶや抱っこをするとき、降ろすときなどは必ず低い姿勢で行うようにしましょう。

「消費生活出前講座」の申込について

講師が地域へ出向き、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介やトラブル対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

だまされないための
知識を身に付け、消費者が主役となって
選択・ 行動できる社会を目指しましょう！！

＜お申込・お問い合わせ＞
最上消費生活センターまで　TEL 29-1370

7・8月の消費生活法律相談（無料）

７月７日（火）・８月４日（火）
１３：３０～１５：３０

業者との契約トラブルや借金問題などについて弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込ください。

【場　所】　最上総合支庁内
【時　間】　お一人様３０分となります。

※予約が必要ですので、相談を希望される方は、最上消費生活センターまでご連絡ください。

最上消費生活センター 0233-29-1370

月～金　午前9時～午後5時　最上総合支庁/1F 総合案内窓口内
ホームページは「山形県　最上消費生活センター」で　検索